

令和4年11月28日
不動産・建設経済局参事官
(不動産管理業担当)

「全国一斉パトロール」を実施します！

～賃貸住宅管理業者及びサブリース業者を対象とした、初めての全国一斉立入検査～

今般、賃貸住宅管理業法の施行後の法令遵守状況を点検し、賃貸住宅の管理業務等に関する適正化を推進するため、以下のとおり全国一斉パトロール(立入検査)を実施します。

1. 実施期間

令和5年1月4日(水)～令和5年2月28日(火)

※社会情勢等により必要やむ得ない場合には延長することがあります。

2. 対象業者

全国の賃貸住宅管理業者及びサブリース業者

3. 実施方法

- (1) 各地方整備局等が対象業者を選定します。
- (2) 各地方整備局等の職員が、対象業者の営業所等に立ち入り、業務の状況や設備、帳簿書類等の確認を実施することにより、賃貸住宅管理業法の遵守状況を点検します。
- (3) 立入検査の結果、法令違反等が確認された事業者には、是正指導や監督処分を行います。
- (4) 一斉パトロールの結果は、令和5年5月頃に公表を予定しています。
- (5) その他詳細については、別紙をご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付 佐藤・久保田

TEL:03-5253-8111【代表】(内線 25131・25138) 【直通】03-5253-8288

FAX:03-5253-1557